

地域連携プラットフォーム・  
大学等連携推進法人について

高等教育局高等教育企画課

# 地域連携プラットフォーム・大学等連携推進法人について

---

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課長

淵 上 孝

## 地方大学の目指す方向性

- 地方大学は、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、知の拠点として地域ならではの人材を育成・定着させ、地域経済・社会を支える基盤となる必要がある
- 地域特性・ニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出・社会実装に取り組む地方大学の機能強化、活性化が重要
  - ✓ 地方大学は、地方公共団体、地域の産業界等と密に連携し、文理の枠にとらわれないSTEAM人材の育成や地元企業へのインターンシップ・リカレント教育の拡充
  - ✓ Society5.0社会の実現にとって不可欠な数理・データサイエンス・AI教育の推進やオンライン教育の活用により、地域において新たな産業や雇用を創出し、地方創生の中核となることを目指す



**地方公共団体**にとっては、大学等の知と人材を活用した課題解決や域内への若者の定着促進、地域の経済基盤強化と社会の維持



**大学等**にとっては、地域の特性やニーズを踏まえた教育研究の活性化や大学連携推進、大学等の地域における存在価値の向上



**産業界**にとっては、自らのニーズを反映した人材育成や社員の学び直し、共同研究による活性化、魅力的な雇用の維持・増加

### 地域の大学が核となり、地域全体でより質の高い人材育成を実現

- ✓ それぞれの地域で、その地域における高等教育のグランドデザインが議論される。
- ✓ 地方自治体、産業界を含む地域社会が、地域の大学を支える存在になる。
- ✓ 地域にあるそれぞれの大学の強みや特色を活かした連携や統合が行われる。

# 地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント） 令和2年10月30日公表

(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

## 【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

**大学等**にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

**地方公共団体**にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決**や**域内への若者の定着促進**、地域の**経済基盤強化と社会の維持・存続**

**産業界**にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成**や**共同研究による活性化**、魅力的な雇用の**維持・増加**

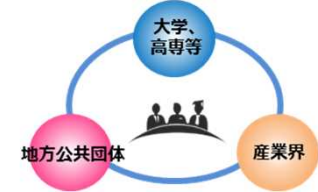
## 地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

### 体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

### 運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



## 地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

### 地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

### 地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

### 議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

### 課題解決のために実行する事項（例）

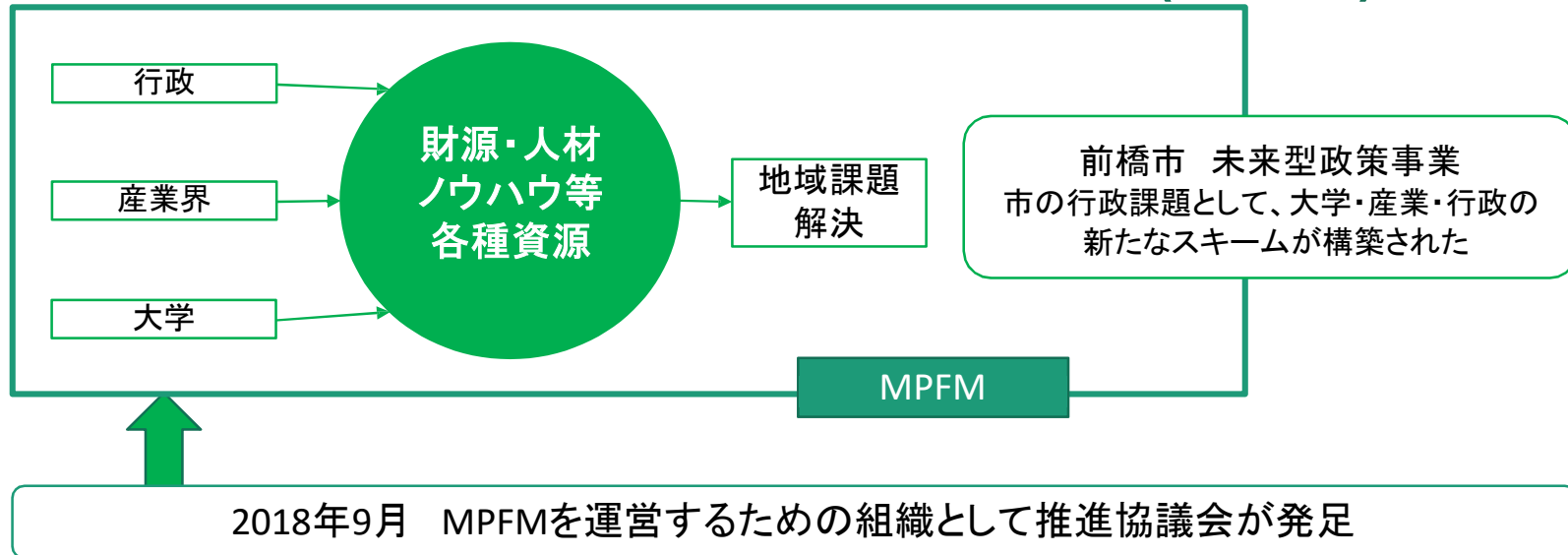
- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化

## 「めぶく。プラットフォーム 前橋」(MPFM) 概念



地域人材の育成・定着に向けた産学官連携基盤推進協議会



<https://www.mebuku-pfm.jp/>

- 前橋市
- 前橋商工会議所
- 群馬大学
- 県立県民健康科学大学
- 市立前橋工科大学
- 群馬医療福祉大学
- 明和学園短期大学
- 共愛学園前橋国際大学

# めぶく。プラットフォーム 前橋が取り組むべき方向性

## 「地域人材の育成・定着」

1

目的

前橋市のビジョン「めぶく。～良いものが育つまち(Where good things grow.)～」には、「前橋の未来に向かって、これまで大切にしてきたまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への糧として繋いでいくことを、ここに暮らす全ての人で実現する」という想いが込められています。

この街では、ビジョンのもと、学びたい者は大きな繋がりの中で豊かに学び芽吹くことができ、働きたい者は支える仕組みに励まされながら伸びることができ、仕事を承継させたり生涯にわたり活躍したいと願う者は新たな知見を得て実り継ぐことができる。

私たちは、ここ前橋で、個々が自分らしく光輝くために、人材を芽吹かせ、はぐくみ、根付かせていきます。

2

テーマ

前橋で  
**学**ぶ

前橋で  
**働**く

前橋で  
**生**きる

3

部会  
・  
取組

①大学活性化部会

●大学の活性化、魅力向上

- ✓ 合同FD・SD事業
- ✓ 共同教育プログラム
- ✓ 共同留学プログラム
- ✓ 共同公開講座
- ✓ 学生間の交流・活動支援 等

●高等教育機関への進学促進

- ✓ 共同大学説明会
- ✓ 学校連携事業  
(小中高大専接続)
- ✓ 共同奨学金の検討 等

②学生定着・UIJ部会

●市内企業への就職促進

- ✓ インターンシップ事業
- ✓ 企業見学・キャリアセミナー
- ✓ 大学と地域との交流
- ✓ UIJターン促進事業
- ✓ 奨学金返済支援の検討
- ✓ 留学生の就職 等

●人材の定着

- ✓ 多様な働き方の推進  
(介護離職、テレワーク等)
- ✓ 企業や従業員間の交流・活動支援 等

③人材育成部会

●人材の育成

- ✓ リカレント教育プログラム
- ✓ 創業・事業承継支援
- ✓ クリエイティブ人材の還流
- ✓ シニア人材の活躍 等

④総務部会

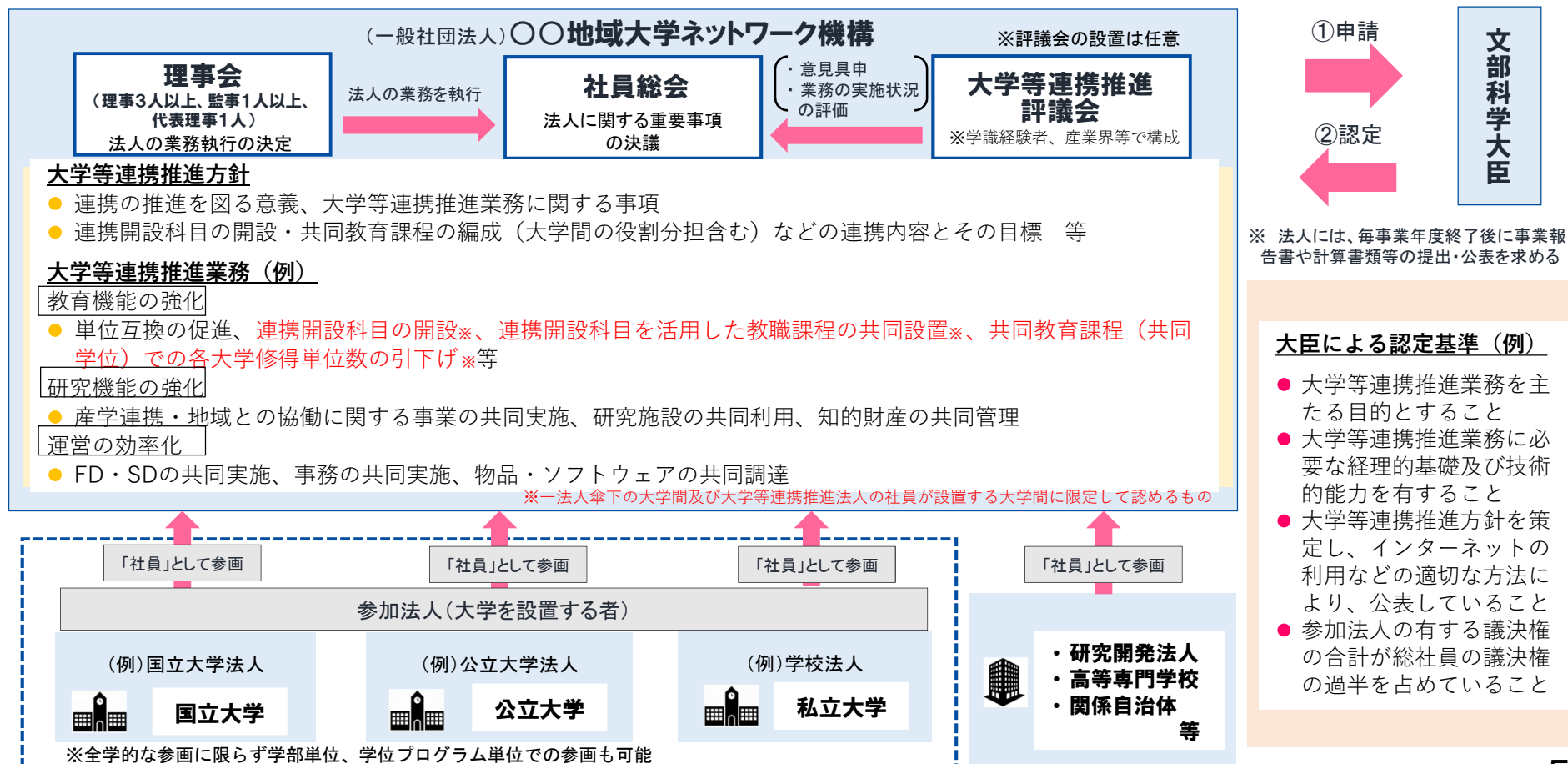
●持続可能なプラットフォーム体制の構築



# 大学等連携推進法人制度について

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。



# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

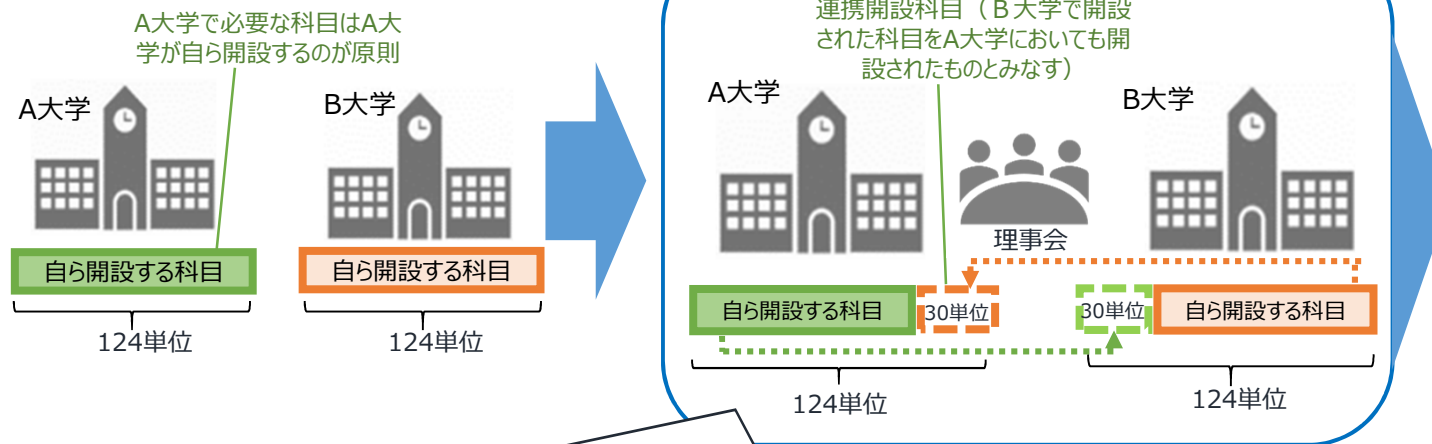
## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**」とされている（**自ら開設の原則**）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

## <連携開設科目のイメージ>



## <得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
    - ・充実した教育プログラムの提供
    - ・弱点分野の相互補完
    - ・**地域が求める人材等**を連携して育成
  - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
    - ・**きめ細かな指導や少人数教育の実施**
- ⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施**することや、**教養教育を充実**させることが可能に。

## 質保証の要件

- ✓ 参加大学間で**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」**を策定し、**文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け**等